

令和5年度第2回茅ヶ崎市文化財保護審議会 会議録

議題	<p>議題1 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について（審議）</p> <p>議題2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について (1) 現状変更について（審議） (2) 剪定等について（報告）</p> <p>議題3 市指定天然記念物「腰掛神社の樹叢」について（審議）</p> <p>議題4 令和5年度社会教育課文化財保護担当の事業計画の進捗状況について（報告）</p> <p>その他</p>
日時	令和6年1月27日(土) 9時30分から11時15分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>近藤会長、相澤副会長、五味委員、緒方委員、田尾委員、宮瀧委員 （事務局）</p> <p>【教育推進部】村上部長、【社会教育課】伊勢田社会教育課長、八幡課長補佐、大元主査、加藤副主査、三戸副主査、田中主任、金馬主事、関主事、齋藤主事</p>
会議資料	<p>議題1 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について（審議）【資料1】</p> <p>議題2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について (1) 現状変更について（審議）【資料2-1、2-2】 (2) 剪定等について（報告）【資料3-1～3-3】</p> <p>議題3 市指定天然記念物「腰掛神社の樹叢」について（審議）【資料4】</p> <p>議題4 令和5年度社会教育課文化財保護担当の事業計画の進捗状況について（報告）【資料5】</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

- （伊勢田社会教育課長）
 - ・開会のあいさつ
 - ・教育推進部長のあいさつ
 - ・出欠委員の確認（過半数の成立）

・傍聴者の確認（傍聴者なし）

○（事務局）

・会議資料の確認

【議題1 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について（審議）】

○（事務局）

本件は事業者から提出された、携帯電話基地局のコンクリート柱の撤去に係る現状変更の申請です。

まず、市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の概要を説明します。所在地は、茅ヶ崎市の南部、柳島に所在する当史跡は、江戸時代に代々柳島の名主をつとめ、回船問屋でもあった藤間家の屋敷であり、15世紀以来、現代にいたるまで当主の記録が残されている柳島の旧家です。

平成19年、20年、23年に試掘確認調査が実施されました。投射しています図の、スクリーントーンの個所が調査区です。屋敷地の南側と西側には近世後半の石垣、屋敷地の中央部には近世後半の蔵跡が発見されています。

住宅の建て替えはあったものの、屋敷地全体において大きな土地改変を受けた形跡は見られず、海岸部地域、ひいては茅ヶ崎市の歴史を語るうえで重要な遺跡であるとして、平成24年に市指定史跡に指定されました。

また、敷地内には茅ヶ崎市保存樹林に指定されているタブノキなどの屋敷林があり、柳島地区の自然景観を今に伝える貴重な空間となっています。

続いて今回の工事計画の概要を説明します。申請の理由となった携帯電話基地局であるコンクリート柱は、敷地の北西隅に位置しています。

業者によりまず敷地外に建柱車を止め、敷地内に作業員が数名入り確認を行いながらコンクリート柱を撤去することです。100センチメートル×100センチメートルの範囲、深さ200センチメートルを掘ると説明を受けています。施工業者からは設置されたときと同じホリヤマで掘削を行うと聞いています。

同敷地内で、北部地区第2次調査地点という試掘確認調査が行われています。地表下約50センチメートルで、屋敷北側の区画を示す可能性のある溝状遺構が確認されています。

現状変更の許可ですが、条件として以下のものを想定しています。施工にあたっては史跡への影響を鑑み慎重に施工すること。また、周囲の屋敷林や菜園等を傷めないよう適切な措置を講じること。工事の掘削に当たっては文化財保護担当と藤間家の管理を担う博物館職員の立会調査のもと行うこと。

立会調査では、周辺の状況から地表下約50センチメートルで埋蔵文化財が確認されているため、掘削によって影響を受けるものが確認された場合は、立会中に必要な記録作業をおこなう予定です。また、必要に応じて掘削を止めたり掘削された部分に職員が立ち入ったり記録を作成したりすることがあるため、立会調査中は職員の指示に従うよう求めます。施工後は砂で埋め戻しを行う予定です。

掘削範囲ですが、施工業者よりコンクリート柱設置時のホリヤマを掘削範囲として計画図面の提出を受けておりますので、今回の掘削による地表下への新たな影響は少ないものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○（近藤会長）

新たな新たに何かを破壊するとか、そういうことではない、と受けとめてよいですか。

○（事務局）

設置時と全く同じホリヤマで今回の撤去工事は計画されているということで、新たな掘削は発生しないものと理解しています。

○（近藤会長）

皆さんどうでしょうか。何か問題点はあるでしょうか。

○（宮瀧委員）

僕が聞き逃したのかもしれませんが、前の発掘の時は、どういう遺構がどういうレベルから出てきたのでしょうか。エリアは分かりましたが成果を教えてください。

○（事務局）

大体地表から50センチメートルのところで近世段階の区画溝のような溝状の遺構や、石垣自体も西側と南側で確認しています。藤間家の遺跡内容としては地表下50センチメートルのところで近世のものが確認できている状態です。

○（宮瀧委員）

遺構はありませんか。今の電柱は発掘の後にあったのですか。

○（事務局）

指定前に既に設置されていたので、その調査歴はなかったと思います。

○（宮瀧委員）

掘ってみたら、電柱の周囲どの位まで設置の穴が掘られているのか分かりましたか。今回は1メートル四方位で、設置時の痕跡は同じ範囲ですか。

○（事務局）

今回は触るといふか、撤去の際にはそれ以上広い範囲は掘らず、その中で施工していただくと伺っています。立ち合いの時に確認させていただこうと考えています。

○（宮瀧委員）

この時に全面下げたのでしょうか。全面下げていませんか。トレンチだけですか。

○（事務局）

トレンチ部分だけ下げています。

○（宮瀧委員）

資料中のスクリーントーンがかかっていたのは「全部空けた」という意味ではなく、トレンチ部分だけですか。

○（事務局）

濃いところだけです。

○（宮瀧委員）

電柱の根元について、設置時にどの位掘られているか分かりますか。

○（事務局）

今の段階では明確ではありません。

○（宮瀧委員）

分かりました。

○（近藤会長）

いずれにしても職員立ち会いで作業を進めるということですね。

撤去の理由は何なんですか。

○（事務局）

利用しなくなったためです。

○（五味委員）

そこに新しく何かを作りたいという訳ではありませんね。

○（事務局）

はい。

○（五味委員）

実際、掘っているときに見れば、色々状況がわかります。

○（近藤会長）

その他はありませんか。

これは年度内の作業ということですね。

○（事務局）

許可されるのであれば、年度内の工程で至急取りかかりたいと事業者からは説明を受けています。

○（田尾委員）

説明があったとおりでよろしいかと思います。特にホリヤマから出ないように、しっかりと監視をする。どうしても現場の作業員は勝手に判断してしまうことが多いので、それをしっかり見てい
る人がいればよいということと、既存のホリヤマをきれいにし、当然なさとは思いますが、壁
面と底面を確認して、遺構があるかどうかを記録する、ということでしょうね。これまで掘った5
0センチメートルよりも深く掘るので層位的な確認もできるかと思いますが、土層も記録され
るとよいと思います。

○（近藤会長）

慎重に物を進めていただくという当然の前提がありますが、この審議会としては了解したとい
うことで進めてください。

○（宮瀧委員）

江戸の大名屋敷なんかだと、屋敷地の隅は、いわゆるゴミ穴がある可能性が高いので、もしかす
ると生活廃棄物があるかもしれません。

○（近藤会長）

そういうところも注意しながら作業を進めていただければと思います。

【議題2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（1）現状変更につ
いて（審議）】

○（事務局）

今回申請があった地点は下町屋三丁目、中央部分、南北に市指定史跡・鶴嶺八幡宮参道が通っ
ており、その南側に石原A遺跡の包蔵地が広がっています。

こちらの地点で、電柱の撤去に係る現状変更について申請されました。東京電力から電柱撤去工
事の問い合わせを受けて場所を確認したところ、史跡八幡宮参道の歩道部分に設置されている電柱
を撤去し、民地に移設するという計画でしたので、今回、現状変更の申請をするように指導したこ
とを受けて申請されたものです。

今回申請された下町屋123号という電柱と、そこから北に行ったところに地支線と呼ばれる電
柱を支える構造物、こちら二つを撤去することになります。電柱を撤去し、電柱だけ西側の民地
に移設することになっています。

工事計画としては、電柱本体の部分は70センチメートル×70センチメートルの範囲、そして
深さ2.8メートル掘るものです。

一方、地支線ですが、こちらは80センチメートル×50センチメートルの範囲を地表から1.
5メートル掘ることになっています。

電柱を奥の民地に移動させ、地支線は撤去し持ち去ると東電から説明を受けています。具体的に
電柱本体の移動は北に35センチメートル、西に90センチメートル入ったところに移設することにな
っています。こちら民地ですが、遺跡の包蔵地からは外れています。

現状変更許可の条件について説明します。こちら藤間家と同じように工事中、掘削時には職員
が立会調査を行う予定です。周辺の状況から、地表下約60センチメートルで埋蔵文化財、古参道
が確認されていますので、工事の掘削によって影響を受けるものについては必要な記録作業を行うこ
とを想定しています。

事業計画は、既設の電柱と地支線の掘削に合わせて実施するように求めたいと思います。東電か
ら提出された図面は、電柱を設置した時と同様の掘削範囲となっていると説明を受けています。ま
た撤去工事の際には、松の枝葉や根に留意し、工事の日程等について協議を行うよう求めたいと思
います。工事中も立ち会い調査については、バックホーを平爪にする等、丁寧に掘削を行うよう求
めます。

その他、掘削を止めたり、掘削した部分に職員が立ち入って記録を作成したりすることを考えて
います。また、記録作業には1日から1日以上要する場合もあるため、協議し工程を調整するよう

求めたいと思います。

○（近藤会長）

東電の電柱を撤去することと、そこを支える構造物もこの際撤去するというので、了解を得たということですが、この件に関しては、何か質問はありますか。

私から質問ですが、撤去をする必要性と理由を説明してもらえますか。

○（事務局）

市民の方のお宅の西側に保育園設置が予定されており、その保育園の出入りに支障になるということで、東電が撤去すると聞いています。

○（田尾委員）

撤去の立会については、先ほどの藤間家と同じようなことでよろしいかと思います。移設先は隣地で包蔵地外ということですが、立ち会い等予定してありますか。

○（事務局）

東電の方をお願いをしており、移設先についても立ち会いをさせていただきたいと思います。遺跡の状況としては包蔵地外ではありますが、参道部分で発掘調査をした結果、堅穴住居のようなものが見つかっており、石原A遺跡自体が少し広がる可能性がありますので、この部分については立ち会い確認をさせていただきたいとお願いをしています。

○（近藤会長）

その他、何かありますか。

こども年度内の事業で、私たちは必要性があると理解しましたので、規定に従いながら進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

【議題2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について (2) 剪定等について (報告)】

○（近藤会長）

次の案件は、7月に我々も意見申し上げた松並木の剪定等について報告を受けるということです。

○（事務局）

本件につきましては、市民の方から参道松並木が越境しているので剪定伐採していただきたいとご相談がありました。

対象の松はお手元の資料で表示していますが、鶴嶺八幡宮からずっと伸びる参道に対して東側の87、83、84、85番、それから80番の木が該当していることが分かりました。

現況を確認しますと、東側の83から85番までについては胸高直径が大体15センチメートル前後と割と若い木で、枝葉が民地越境している状況です。それから85番、87番は、上部が東側に傾いており、上部の割と太い枝が越境している状況です。それから東側80番、これが大きく問題となった松ですが、図を見ていただくと、線が官民境になります。それに対して松が概ね根元から東側に傾いていて大部分が民地に越境しているという状況でした。

80番の木については、胸高直径が50センチメートル以上、大分大きい木で、樹齢40年、半世紀いくらかいかないか、そういうレベルの大きさではないかと思っていますが、この辺の伐採についてのご相談をうけたところです。

経過につきまして、市の方針としましては、この80番の松は伐採、小さい83から85番までの松については上部を剪定、東側の87番については上部の越境部分の剪定を考えています。この具体的な選定のスケジュールにつきましては、この後で説明します。

本件、文化財保護の立場としましては、特にこの80番の木がかなり大きな木で、おそらく指定当初からあった木と思いますが、伐採という方向で進めるということで非常に心苦しいところです。

文化財保護の立場としては、木を残していただきたいという中で、調整をさせていただきつつも、民地の方々の土地利用もあります。ご指摘いただいている安全性についても考慮した結果、維持管理の中での伐採という結論に至りました。

審議会の皆様から御意見をいただいたところではありましたが、このような方向で進めていき

いと考えています。

○（近藤会長）

文化財保護審議会のメンバーで一度は議論しなければならない問題とは思いますが、どう考えたらよいでしょうか。

○（宮瀧委員）

私が埼玉県内の文化財保護審議会委員を務める自治体がありまして、国指定史跡となった遺跡の範囲内に、南北朝時代でしょうか、「延慶三年」と銘の入った高さ3メートルの板碑がありますが、以前墓標に使われた板碑の下から瀬戸の納骨器等が出ていて、それを地元の皆さんが盗掘される目印になっては困るということで、50メートル程離れた別の場所に住民の皆さんが移設しました。

ところが、それから半世紀が過ぎて、周りの杉林がものすごく大きくなって、時々手入れしても倒れたりしています。そうすると、板碑は県指定ですが、教育委員会としては何も手を施していない、板碑が倒木によって壊れたときに問題になるんじゃないか、管理責任になるのではないかという話になりました。そこで、方向としては、すぐ隣にある資料館に移設して、レプリカを元あった場所に戻して、その県指定の板碑は博物館の屋内に収蔵しようかとかという方向で話を進めています。

倒木という問題は頻繁にあります。それを察知していながら手を施していないというのは管理責任を問われるだろうと思いますので、今回、市の判断のとおりとした方がよいと思います。

私よりも五味先生の方がお詳しいとは思いますが、海外では、教会等は建てた時の姿に戻して保存するか、それとは別に、その後現在まで何百年間使われる中で、改修とか建築当初なかったシャンドリアが下がっているとか、そういう使ってきた歴史も含めて文化財だから、現状のまま保存すればよいと思います。別にその作られた時の形に無理に戻さなくても、使われてきたことも歴史であって、そういう考え方が、今、重要になっていると聞いています。

元のまま保存するというのではなく、それぞれの時代の生活の中で変えながら、姿を変えていくのも文化財と共生していく社会のあり方として、その現状を変えながら保存していけばよいのではないかというのは、どうも文化財保存の流れになってきています。

こういうことをしながら、変化をしながら、伐採とかしながら、次の世代へ送っていく。元のままということではなく、こういう形が今主流じゃないかとむしろ思います。ですから、私は今回の判断でいいと思いますし、ましてや市民の方から指摘がある中で、もし事故でも起きたら大きな責任問題になると思います。

○（五味委員）

越境の件についてですか、基本的には景観の問題に関わることです。ただ、このような状況になっていると、ある程度は止むを得ないと考えます。

○（緒方委員）

この話は80番が一番問題だと思います。83から85番というのは、補植をされた新しい木ですよ。この補植をする前、何か大きな木があったのかどうか、記録が残っていますか。

○（事務局）

記録がなかったと思います。

○（緒方委員）

それで、位置とすると、写真のとおり車道側に植えられています。これは隣接する地主さんとの問題も当然あるでしょうし、歩道や車道の利用も含めて、この位置に決めたと思います。

事務局から説明されたように、現在どのように利用していくか、どのように保存するかという話に則っていると思います。

87番ですが、これは私も記憶ありますが、二つに分かれていて、隣地側、こちらを少し切ろうかという話です。それで、3年前、1年前でしょうか、ひどい台風があった時に、私も意見を申し上げて市で強い剪定をしましたが、今度も強剪定です、時期はこれからですか。

○（事務局）

これからです。

○（緒方委員）

時期としては、もう少し後の方、1月よりはもう少し後の方がよいと思います。言葉で言うと、水が下がり落ちている時期です。水の上がり始めが強剪定の適期ですので、もう少し後の方がよいと私は思います。予算や業者の都合もあると思いますが、基本的には剪定の時期は遅らせた方がよいと思います。

80番の問題ですが、全体の意見からすれば、市で土地を買って残すのが一番です。皆さんも多分そうお考えだと思います。市に予算があり購入し、緑地で保存すればこういう問題も一切ない訳ですから。

今、この時代の流れの中で何とも難しい話です。松を切ることによって、補植が必要になりますが、景観の話も含めて、83から85番には、車道側に一本でも二本でも補植をしていただきたいです。この時には、地主さんが土地をどう使うかといった踏み込んだ話をして、補植の位置を決めるのがベストだと思います。

松の管理については、西からの風が強いので東に向かって木は倒れますから、隣地に迷惑がかからないように剪定しながら、高さを10メートル位まで持っていくようなことが必要かと思えます。

○（相澤委員）

各委員がおっしゃったことと私の意見も同じです。私たちのスタンスとしては、文化財保護の観点をしっかりと説明していただきたいと思えます。

民法改正によって、所有者側の権利を認めていくことも出てくると思えます。そういうことを勘案していくと、今回の措置は致し方ないと思えます。

宮瀧委員がおっしゃったことに関して言うと、「文化財をそのままの形で残さなければならない」ということが文化財の活用計画で、現状に合わせて活用していくということです。伐採は活用ではありませんが、これまでの「絶対に残していかなければいけない」というところを「現状に合わせて変えていく」とすることがこれから必要になってくると思えますし、そういうことを勘案しなければならなくなると思えます。

それから、緒方先生が言われたように、補植は大事だと思います。「絶対にその位置に補植しないといけない」ではなく「地域住民の方々の意見も聞いて、なるべく今のような状況にならないような形で補植する」ということを考慮していただきたいと思えます。

○（田尾委員）

皆さんがおっしゃることがそのままなので特に付け加えることはありません。

補植については緒方委員が言われたように、近隣住民に意見に配慮するということがありますが、危険性がなければ積極的に補植を進めるという方向で話し合いをしていただきたいと思えます。

○（宮瀧委員）

こういう問題は茅ヶ崎市の問題だけじゃなく、全国で山ほどあると思えますが、松並木とか並木が指定されている自治体の対応事例を研究されてはいかがでしょうか。「伐採か残すか」というだけではなく、斜めに生えている木をそれ以上倒れないようにするため、それこそ電柱だったか専用の支柱だか忘れてましたが、ワイヤーで吊るといった、安全対策と並木保存の作事を調べると色々あるのではないのでしょうか。

○（事務局）

指定された並木等でいろいろ調べてみますと、類例がそれほどある訳ではなさそうです。神奈川県にも問い合わせしながら確認すると、バッファゾーンを設けて保護を図っていくことが一番という状況です。

対応としては、危ないもの、越境したものについては都度対応することになりますが、並木ではなくても一本木とかでは多数あると思えますので、全国的に安全対策について情報収集、調査して該当があれば松並木に活かしていきたいです。

○（宮瀧委員）

一里塚か何かに生えている木は、いつ、どういう意味かは分かりませんが、石柱で周りを囲み、

石柱間を鉄パイプでまわしてそれ以上倒れないようにするといったケースを最近見た記憶があります。それがよいかどうかは分かりませんが、研究した方がよいと思います。私たちもよい事例があればお知らせしなければいけないなと思います。

○（近藤会長）

委員の皆さんと協力してもらいながら対応してください。

この会議で、文化財としての松並木について議論すると、地元に対して協力を促す、理解を促すことを、数多くやっていく必要があるという意見が、7月の審議会でありました。

事務局として、歴史的な意義とか発掘調査は、既に実施していますので、発掘調査の成果とか、歴史的な価値を地域の皆さんに知っていただき、協力してもらおう。そういうことを事務局にやって欲しいと思います。補足的な意見ですが、私はそう考えます。

意見は出尽くしたでしょうか。事務局もこういうことになると、言葉一つひとつ吟味しながら対応することになるので大変なことだろうと思いますが、根底に松並木が茅ヶ崎を彩る重要な文化財であり、そのことを地域の皆さんにご理解いただくことからスタートする、ということでは是非よろしくお願いします。

○（事務局）

引き続き、松並木の日常対応について報告します。

7月の第1回審議会以降、対応した管理の中で対応した件の事例ということで、お手元の資料3-3をご覧ください。

まず、1の維持管理の対応は、倒木等の危険、通行障害、家屋等構造物接触、隣地越境、電線接触、危険樹高等に対して行っています。（1）の職員により対応したものは、通行障害、民地越境、カーブミラー支持障害に対して剪定しました。（2）の業者による対応ですが、これまでの文化財保護審議会でご説明しました松に対して伐採剪定をするものです。これは2回に分けて行い、今年度中に終了する予定です。

2の非常災害のために必要な応急対応は、11月7、17日の風雨により折れた枝、幹を回収しました。いずれも周辺の民家、歩車道等に損害はありませんでした。

3の保存衣影響を及ぼす行為等への対応は、9月13日に発生した車両による接触事故によるものです。被害状況から倒木等の恐れがないことを緒方委員に確認していただきました。なお、その後清掃日等に確認したところ、傷の悪化等はありません。

4のその他ですが、毎月及び風雨の後に職員が清掃を行っています。また、沿線住民の方により、参道及び歴史ひろばの清掃を行っていただいています。通常のごみ収集のときにお出しいただいたり、松の根元に集められた枝を社会教育課で回収したりしています。丸をつけた木の根元に盛り上がってところが、市民の方によって集めていただいたものです。歴史広場についても集めていただき、最終的に職員が収集、搬出してるものです。

なお、12月15日から17日にかけて強風がありましたが、そのときに職員が回収したものが260キログラムほどありました。市民の方が直接お出しいただいたものも相当量だと思います。

今後も適切に管理をしていきたいと思っています。

○（近藤会長）

管理、補植、それから維持の部分についてご説明いただきました。何か質問はありますか。

大変な作業だったと思いますが、市民市民と一体となって、進めていただいているということをご紹介いただきました。このままお続けください。御苦労様でした。

【議題3 市指定天然記念物「腰掛神社の樹叢」について（審議）】

○（事務局）

資料4をご覧ください。

経過として、令和6年1月10日に所有者から拝殿南東側の桜1本及び杉1本について枯死しており、倒木の危険があるので伐採をしたい旨、ご相談がありました。

令和6年1月16日に所有者、市職員及び緒方委員と桜及び杉の現況を確認したところ枯死して

おり、倒木の危険があると判断しました。

対応として、所有者に指定重要文化財現状変更等許可申請書を市に提出するよう説明し、それに沿って申請書が令和6年1月17日に提出されました。

所有者は、指定重要文化財等保存修理等補助金の利用を希望しているので、現状変更について御審議いただき、その後、速やかに手続きを進めます。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○（近藤会長）

確認です。現状はどうなっていますか。

○（事務局）

枯死していて、危険性があります。所有者の方は先行して業者に見積を取っており、剪定伐採する方向で考えています。

○（緒方委員）

完全に枯死しているので危険です。事務局の説明のとおり木の上部が隣の木に引っかかっている状態ですから、早く切った方がよいと思います。

それと、この敷地の南側にソメイヨシノが植えられています。まだ若い木で、日陰のせいもあり茂っていません。役員の方が、補植をどうしますかとおっしゃられたので、現地の問題もあるかもしれませんが、補植はせず、桜が南側に枝を伸ばして花がいっぱい咲く方がいいでしょうという話をしました。芹沢地区は神社を中心に行事等盛んにやっており、お花見も一つのよい行事だと思うので、1本だけですが、手前の桜がもう少し南側に枝を伸ばして桜らしく咲けばよいかな、という話をしました。

○（近藤会長）

どの程度の木が植わっているのですか。

○（緒方委員）

樹叢というほどのボリュームはありません。鳥居から参道があり、大きな杉があります。それと左側に1本、銀杏がいっぱい成るイチョウがあります。市民に開放されてるので、散歩されてる方が皆さんいっぱい銀杏を拾っています。色々な市民が訪れている神社です。

ところで、この場所の両側に民地があり、向かって北側に林地があるのですが、伐採されています。事務局に是非市で買い取り、林を復活してもらいたいという話はしました。また、南側も民地で、そちらもお金があれば買い取り雑木林を復元したら、五味委員がおっしゃられた、樹叢が一層回復するのではと思っています。

○（宮瀧委員）

資料4ですが、資料1のように、最初に所在地、できれば周辺地図を加えてください。

それと、会議資料は同じ体裁で作ってください。文化財の審議ですから、必ず所在地と地図はつけてください。

○（事務局）

失礼いたしました。

○（宮瀧委員）

住所を教えてください。

○（事務局）

芹沢2170他です。

○（緒方委員）

資料4に崖とありますが、ここは神楽殿に向かって真正面に位置します。

ここは昔棧敷席で、当時は神楽とか村芝居などの時に、そこでゴザを引いて見たという話を古者から聞いた、という話を腰掛神社の役員の方から伺いました。なるほど、いい眺めだと思いました。

【議題4 令和5年度社会教育課文化財保護担当の事業計画の進捗状況について（報告）】

○（事務局）

事業は4つあり、事業ごとに名称・概要・実施期間・令和5年度と4年度の予算額等を記載しました。実施期間の黒丸は実施済み、白丸は実施予定を表しています。

はじめに、「1 一般文化財保護事業」について報告します。ここでは本審議会や市指定文化財の維持管理等を計画・実施しています。特に、文化財の公開・普及においては、五味委員に旧相模川橋脚をテーマに御講演いただきました。

次に、「2 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館（丸博）事業」ですが、講座（基礎編）や記念誌・季刊誌の発行を計画・実施しています。机上に配付しました記念誌は、丸博事業がスタートしてから20年の活動を記録したものです。後ほど御覧ください。

「3 史跡保存・整備事業」ですが、下寺尾官衙遺跡群保存活用連絡会や下寺尾遺跡群をテーマとした展示会等を計画・実施しています。

最後に、「4 埋蔵文化財保護事業」ですが、開発に伴う指導・調査、確認調査・緊急調査事業等を計画・実施しています。特に、遺跡調査発表会・展示会については、11月から博物館で開催した展示会、12月に市役所で開催した発表会、同じく12月から博物館で開催した県との共催事業である「かながわの遺跡展」を実施しました。また、本事業が前年度と比較して増加しているのは公共事業に伴う発掘調査によるものです。

事務局からの報告は以上です。よろしくお願ひします。

○（近藤会長）

丸博事業について、今年度予算が取れなかったとありますが、事業としては粛々と予定どおり作業を進めたということですか。

○（事務局）

はい。昨日から丸博活動を市民に周知していく講座の基礎編がスタートしました。定員20人の参加者の皆さんは茅ヶ崎のことに興味を持っていただいております、これからの講座が楽しみです。

○（近藤会長）

来年度はぜひ頑張って、予算をつけてください。

○（宮瀧委員）

私の認識だと、昨年度予算0円だったのが、今年度少し予算が戻り、印刷製本費か何かが復活したと記憶しているのですが。

○（事務局）

予算としては復活していません。

○（宮瀧委員）

以前、予算がゼロになったというので、ゼロは如何なものかと発言した記憶があります。今年度当初、予算編成の結果、少しだけですが復活しましたという報告を課長がなされたという認識なんです。

○（伊勢田社会教育課長）

令和5年度、3月26日の第3回の審議会の時には、宮瀧委員の予算に関する御質問に対して、令和5年度の予算の獲得には至らなかった旨の回答をしています。そこで、この記念誌の印刷や消耗品等の事務費については、市の庁内印刷で対応したり、課の業務の事務費で対応したりしていきます、と説明しています。

○（宮瀧委員）

私はこの件について、よかったですねと言った記憶がありますが、それは当初予算の要求をしまったという話で、結果として予算が付かなかったということですね。

それでは、来年度当初はどうでしょうか。既に折衝は終わっていると思いますが。

○（伊勢田社会教育課長）

令和5、6、7年度の実施計画を策定していますが、その3年間で実施する事業に丸博が採択されおらず、予算をつけられない状況です。

令和2年度からの3年間、コロナ禍で丸博事業が縮小した経緯があります。現在の実施計画期間の3年間は、次の令和8年度以降の実施計画に位置づけるためにどうしていくかということ活動を

しながら検討していく、次に向けての準備期間と考えています。

○（宮瀧委員）

私の教え子で新潟県燕三条の生徒がいますが、卒論で「地域の文化財を市民の手でどう守るか」をテーマにしていました。茅ヶ崎丸ごとふるさと発見博物館の事例を、教育委員会だけでなく、市民がお互いに教え合い参加し合う事例として、全面的に取り上げて卒論を書きました。

ところで、執行残や予備費が回ってくることもないのですか。

○（伊勢田社会教育課長）

この事業は実施計画に採択されていないので、予算を要求できません。

○（宮瀧委員）

社会教育課単独でやらないで、博物館事業としてやるとか、いろいろ方法はあると思います。

最近視察が来ているかどうか分かりませんが、数年前は全国から視察にやってきたと聞いています。茅ヶ崎の文化財を、市民自ら教え合い学び合うというのはすごく大事で、エコミュージアムにつながるものと考えます。田尾委員も論文を書いているらしいです。是非、その活動の火を絶やさないう、お力添えいただけたらと思います。

○（五味委員）

博物館や丸ごと博物館、そういうところを中心に文化財のパンフレットを作り、国指定の史跡や市指定の松並木等を簡単に見られるようなものがあると非常に便利だと思います。

駅に窓口がありますよね。そういうところで売って見てもらうことが大事であるとも思いますので、考えてみてください。

○（事務局）

ありがとうございます。

○（田尾委員）

下寺尾の保存活用連絡会について、私は2回欠席しましたが、一週間前に通知をいただいても前回出ていないので連絡会での議論も開催日程も分かりません。どういうことがあったのか、いつ開催するのかを会員に連絡しないと、欠席した会員が次の会議に行ったら今浦島になってしまいます。

○（伊勢田社会教育課長）

失礼いたしました。今後は資料と会議録を欠席者に送付します。

【その他】

○（事務局）

配布させていただいた資料を中心に、最近の発掘状況を説明したいと思います。タウンニュースの記事で「3地点目の高塚項目発見」これは、部会の方でも説明した内容です。それから本社B遺跡第9次調査の現地説明会の資料、本村居村B遺跡の現地説明会資料とそれに伴うタウンニュースの記事です。

茅ヶ崎市の教育委員会では、発掘調査が多数行われており、その中で可能な限り現地説明会を開催しようとしています。そのうち、本社B遺跡は民間の調査会社が行っていたのですが、調査をやっていますと古墳のようなものが出てきたということで、当初予定にはありませんでしたが、事業主様のご協力をいただき、急遽、現地説明会を実施することになりました。

現地説明会の様子ですが、非常に多くの方に来ていただきました。直前の周知ではありましたが、タウンニュースも取り上げてくださったのが非常に大きかったと思います。

○（近藤会長）

何人位集まりましたか。

○（事務局）

260人位です。

○（近藤会長）

根拠は資料の配付部数ですか。

○（事務局）

そうです。非常に多くの方に見ていただきました。

これが12月16日に実施したもので、先に11月11日に新国道に伴う居村B遺跡の現地説明会の参加人数よりも多くの方にお越しいただきました。

住宅地の一角に古墳が出たということで非常に関心高く、皆さんにご協力いただきながら、今後も機会があれば事業主様をお願いをして、こういう機会をたくさん作りたいと思っていますので、ご紹介させていただきました。

○（近藤会長）

厚木市中日本高速道路が実施している調査では前方後円墳が出てきました。資料1, 500部はあっという間になくなり、最終的に2, 500位刷ったそうです。ものすごく市民の関心度が高いのは、前方後円墳だからであるかもしれませんね。

皆さん、せっかく調査するのですから、何が明らかになり何が課題なのかということ、市民の皆さんと一緒に議論することが必要だと思います。市民の皆さんが、文化財の最大の応援団です。是非、この先も情報を出して行ってください。御苦勞おかけますが、よろしくお願いします。

○（宮瀧委員）

この場所で周溝が見つかるということは、今度雨上がりに鶴嶺中学校の3階から校庭を見たらよいと思います、

○（事務局）

市の職員が鶴嶺中学校のところで同じように見つけています。古墳が群集するのかわかりませんが、円墳が確認できるかもしれません。

○（田尾委員）

直前の周知で見に行けないかもしれませんが、今後は保護審のメンバーと部会のメンバーには連絡いただけないでしょうか。

○（事務局）

申し訳ありません。

○（田尾委員）

それと、これは前期古墳ということですが、私は後期だと思います。

○（事務局）

今のところ、遺物だけ見ると前期のもので、県の財団職員の方にも現地で見ただいたところ、確かに遺物は前期であり、内容は古墳と考えてよいでしょうということでした。

○（田尾委員）

古墳が群集するのであれば違うのではないのでしょうか。円墳ですよ。

○（事務局）

市職員が鶴嶺中学校で見つけたときは後期のものとして整理されて、今回は遺物から見ると前期のもの、ということです。

○（田尾委員）

今後に期待しましょう。

○（近藤会長）

他に何かありませんか。

○（事務局）

令和6年度の審議会や部会のスケジュールについてお願いがあります。事前に令和6年度のカレンダーをお送りしています。委員の皆様方、公私に御予定があらうかと思いますが、今の時点で出席可能な日程について2月7日までに御回答ください。よろしく願いいたします。

○（事務局）

協力しましょう。細かな調整がありますし、今の段階で来年度2月7日までに決めがたい部分がありますので、その辺は柔軟に対応してください。

それと、年度最後の3月20日過ぎの会議で何を議論するのか設定しがたいと思いますので、そ

こは改めてください。
それでは本日の審議、あるいは報告は終了します。